

○下仁田ジオパーク学術奨励金交付要綱

平成 29 年 6 月 16 日

教育育委員会告示第 9 号

改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第 1 条 下仁田ジオパーク(以下「当地域」)において、地域資源の学術的根拠に基づく利活用が必要不可欠で、当地域内の学術資料の蓄積および研究活動の活性化を目的とし下仁田ジオパーク学術奨励金(以下「奨励金」という。)を定め、予算の範囲内において学術調査及び研究にかかる費用を奨励金として交付するものとし、その取り扱いに関しては、下仁田町補助金等に関する規則(昭和 49 年下仁田町規則第 4 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる

(対象者)

第 2 条 当地域の現地踏査を伴う以下の研究を行なう個人またはグループとする。

- (1) 下仁田ジオパークに関する学術研究
- (2) 当地域内における観光・教育・地域振興などの活動評価を対象とした研究
- (3) その他、町長が認めた調査研究

2 前項の規定に関わらず、国、県、他の地方公共団体、民間団体等からの委託、補助又は助成を受けて行う事業は、本事業の対象としない。

(奨励内容)

第 3 条 奨励内容は、次に掲げるものとし、町長は、毎年度予算の範囲内において、以下の項目について奨励するものとする。

- (1) 調査研究に関する交通費及び飲食費を除く宿泊費。ただし宿泊費の上限は別表1に定める。
- (2) 調査研究に関わる費用
- (3) その他、町長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業、経費は、奨励金の対象としない。

- (1) 政治、宗教、営利を目的とした研究費用
- (2) 団体を維持するための経費
- (3) 備品購入費

(奨励金額)

第 4 条 予算の範囲内で 1 件につき上限 20 万円とする。

(期間)

第 5 条 奨励金の対象期間は当該年度の 4 月 1 日から 3 月 20 日までとする。

(申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする個人又は団体は、当該年度の 4 月 25 日までに奨励金交付申請書(様式1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 研究計画書（様式 2 号）
- (2) 収支予算書（様式 3 号）
- (3) 研究者略歴（様式 4 号）
- (4) 学生の学術奨励金交付申請に関する推薦書（様式 5 号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第 7 条 奨励金申請書の提出があったときは、奨励金の額及び交付の条件等を下仁田ジオパーク学術奨励金交付（不交付）決定通知書（様式 6 号）により当該申請者に通知しなければならない。

（研究計画の変更）

第 8 条 第 7 条の規定による奨励金の交付決定通知を受けたものは、研究の内容を変更しようとするときは、研究計画変更承認申請書（様式 7 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

- (1) 研究変更計画書（様式 8 号）
- (2) 変更収支予算書（様式 9 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、研究内容の変更の承認をしたときは、研究計画変更承認書（様式 10 号）により通知するものとする。

（研究の中止及び廃止）

第 9 条 第 7 条の規定による奨励金の交付決定通知を受けたものは、研究を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ研究中止（廃止）届出書（様式 11 号）を町長に提出しなければならない。

（実施報告）

第 10 条 実施者は、当地域で開催する研究成果報告会（当該年度 3 月開催予定）で事業報告をし、下仁田ジオパーク学術奨励研究実績報告書（様式 12 号）に次に掲げる書類を添えて 3 月 20 日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式 13 号）
- (2) 収支決算書（様式 14 号）
- (3) 対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (4) 事業成果報告書
- (5) 前 5 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（奨励金額の決定）

第 11 条 町長は、前条の事業実施報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、奨励金の額を確定し、確定通知書（様式 15 号）により実施者(団体)に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第 12 条 奨励対象者は、前条の規定による通知の後に奨励金交付請求書（様式 16 号）により奨励金を請求するものとする。ただし、町長が必要であると認めたときは、第7条の規定による交付決定の後に当該決定した額の 1/2 に相当する額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を上限とし、前金払により請求することができる。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 町長は、奨励対象者が第6条の規定による研究の中止若しくは廃止を申請したとき又は次の各号いずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 奨励金の交付に関して付した条件に違反したとき

(3) 事業の実施方法が不適當、あるいは研究の継続が困難であると認められるとき

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、実施者(団体)に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(研究成果の使用)

第 14 条 当研究で得られた研究成果は、協議会が行なうジオパーク推進活動に活用するものとする。

(研究成果の公表)

第 15 条 当研究で得られた研究成果を、学術雑誌等へ掲載する際には、本事業の活用について記載するものとする。

(事務局)

第 16 条 事務局は下仁田町教育委員会とし、各申請書の窓口は下仁田町自然史館とする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 29 年度の申請については、第 6 条の規程にかかわらず公布の日から、7 月 20 日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

下仁田ジオパーク学術奨励金宿泊費規定

宿泊費	9,800 円
-----	---------

本表のとおり宿泊費の上限を規定する。